



いわみ

社会福祉協議会 岩美町 社協だより

福祉で町づくり

VOL. 100
2022年6月発行社会福祉法人
岩美町社会福祉協議会鳥取県岩美郡岩美町浦富645番地 TEL(0857)72-2500 FAX(0857)72-3811
E-mail iwamishakyo@abelia.ocn.ne.jp http://www.shakyo.or.jp/hp/1319/「社協だより」創刊号の表紙
当時は白黒印刷でした。

おかげさまで
100号を
迎えました

平成6年(1994年)に「社協だより」創刊号を発行し、今回の発行が第100号となりました。

「社協だより」では、岩美町社会福祉協議会の事業、共同募金運動およびボランティアに関する各種情報を提供しています。年4回の発行を通して、地域のお役に立てる社会福祉の情報をお届けします。

皆様に愛されて20周年を迎えるました

岩美町より指定管理者制度の指定を受けて管理・運営を行っている岩美町介護予防拠点施設「たきさん温泉」は、平成14年(2002年)4月に開館し、20周年を迎えるました。来館者数は、延べ44万人を超えてます。

今後も、皆様に親しまれるくつろぎの空間を提供できるよう、スタッフ一同がんばってまいります。皆様のご来館を心よりお待ちしています。



- 社会福祉協議会令和4年度事業計画 2~3 P
- 生活困窮者自立支援事業のご案内 4~6 P
- 弁護士による法律相談のお知らせ、見守りネットワーク活動費用助成 7 P
- あつたかハートサロン開設情報 8 P

- 手押し車・杖の購入費助成のご案内 9 P
- ヘルパー通信 10 P
- シニアボランティア入門講座の募集 11 P
- 相談日程のお知らせ、ご寄付のお礼 12 P



この広報紙は赤い羽根共同募金の配分を受けています。

令和4年度

事業計画（概要）

令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、国内外の様々なイベントや集まりが自粛となり、人々の生活や経済に多大な影響を及ぼしました。また、コロナ禍における新たな生活様式が求められている中で、孤立した生活を送る人々が増加し、地域での身近な交流や支え合いの基盤も弱まり、失業や休業等から生活困窮者への経済的支援も長期化しています。

このようなか、地域共生社会の実現のため、社会福祉法の改正や介護報酬の改定が行われ、複雑・多様化するニーズに対応した重層的・包括的な福祉サービスの構築が進められています。本協議会では、人々の繋がりの再構築と同時に、感染症や災害等が発生した場合であっても、住民への必要なサービスを安定的・継続的に提供することが出来るよう、地域住民、行政、社会福祉法人、企業・団体等の多様な主体と協働し、あらゆる世代や分野を超えて、持続可能な支え合いの仕組みづくりに努めてまいります。

一方、本協議会、最大の懸念である介護サービス分野においては、介護報酬にかかる特別地域加算の見直しや職員配置の最適化を図ることで、収支改善できる見通しでしたが、令和3年度においても支出超過に陥り、町から訪問介護事業に対しては、救済措置（訪問介護サービス緊急支援事業補助金）を講じています。ただく中で、辛くも赤字決算は免れたところですが、認知症対応型通所介護事業は、赤字額は減少しているものの解決には至らず、令和3年度決算においても厳しい決算となる見込みであります。

そのため、この介護サービス分野においては、経営という観点から、引き続き、事業運営の変更や各事業業務の見直し・改善といった組織基盤の強化に向けた取り組みを継続していく中で、将来にわたりゆるぎない効果的で効率的な自立した経営体制を構築していかなければならぬと考えています。このような状況下ではありますが、本協議会は、これまでと同様に地域福祉の推進主体として、地域に密着した様々な事業を積極的に行っています。一人ひとりが繋がり、誰もが住み慣れた地域で家族や友人、地域住民とともに安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現に向けて、役職員一丸となつて取り組んでまいります。

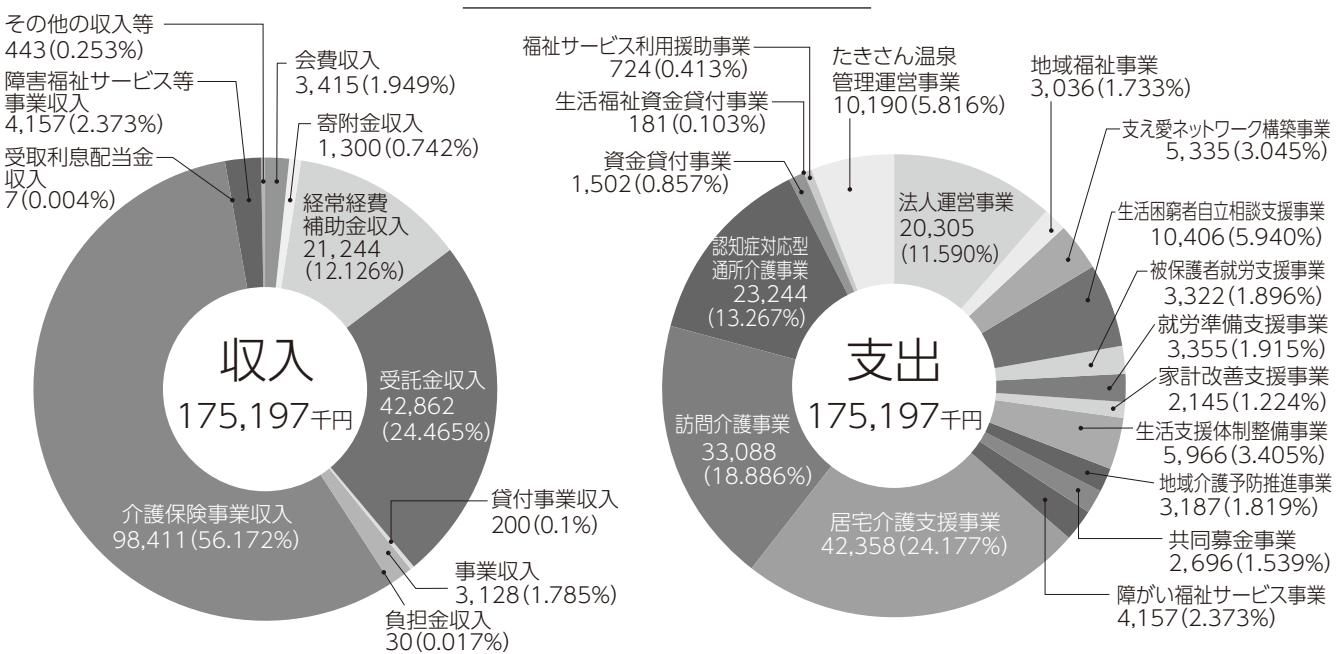
重点目標



1. 社会福祉協議会の組織基盤の強化と広報活動の推進
2. 第4次岩美町地域福祉活動計画の策定
3. 生活困窮者等への自立支援と各種相談・貸付事業の実施
4. ボランティアセンターの機能強化と生活支援サービスの開発
5. 地域福祉ネットワークづくりと福祉関係団体との連携
6. 高齢者の自立健康生きがいづくりと介護予防事業の推進
7. 介護保険事業等の推進
8. 障害福祉サービスの推進
9. 指定管理者制度における「たきさん温泉」の管理運営

予算概要

[単位:千円]



実施事業

1. 法人運営事業

- ・法人運営事業
- ・心配ごと相談所、法律相談所の開設
- ・社協会員制度の推進
- ・救急キット配布事業の実施
- ・第4次岩美町地域福祉活動計画の策定
- ・岩美町老人福祉センターの管理運営(町補助事業)



2. 地域福祉事業

- ・食事サービスボランティア事業の推進(町補助事業)
- ・岩美町ふれあい福祉大会の開催(町補助事業)
- ・見守りネットワーク活動支援事業の推進
- ・ボランティアセンターの機能強化

3. 支え愛ネットワーク構築事業

- ・支え愛マップづくり
- ・地区別福祉座談会の開催
- ・あんしんコール活動の推進
- ・要援護者台帳システムの活用

4. 生活困窮者自立相談支援事業

- ・支援調整会議の開催
- ・住居確保給付金の支給
- ・フードパートナー事業の実施



5. 被保護者就労支援事業

6. 就労準備支援事業

7. 家計改善支援事業

8. 生活支援体制整備事業

- ・生活支援サービス協議体の設置
- ・生活サポート養成講座の開催
- ・井戸端カフェふらっと(共生型常設サロン)の運営
- ・高齢者ファミリー・サポート・システム事業の推進
- ・愛の輪推進員活動の推進
- ・住民主体による「ふれあい・いきいきサロン活動」への支援

福祉サービス 苦情解決制度 「第三者委員」の紹介

本協議会では、社会福祉法第82条の規定に基づき、本会が実施する事業について利用者等からの苦情に適切に対応するため、苦情受付担当者及び苦情解決責任者にあわせ、公正・中立な立場から苦情解決に関わっていただく「第三者委員」を設置しています。

「第三者委員」には、岩美町民生委員・児童委員の山本順子さん(蒲生)と本協議会監事の中島美明さん(長谷)に就任いただいております。

福祉サービスについての困りごとや悩みごとがあればお気軽にご相談ください。

9. 地域介護予防推進事業

- ・あったかハートサロン活動の推進
- ・サークル活動の支援
- ・ITネットワーク(楽集ネットワーク)による高齢者交流拡大



10. 共同募金事業

- ・一般募金配分金事業
 - 福祉の心を育てる推進校助成事業
 - 高齢者歩行用手押車と杖の購入費助成事業
 - 福祉用具貸出事業
 - 福祉団体への活動支援
 - 社協だより発行助成事業
 - ボランティア活動育成事業
- ・歳末たすけあい募金配分金事業
- 激励慰問事業

11. 障がい福祉サービス事業

12. 居宅介護支援事業

13. 訪問介護事業

- ・訪問介護
- ・介護予防訪問介護
- ・介護講座
- ・産前産後ヘルパー派遣事業(町受託事業)

14. 認知症対応型通所介護事業

- ・認知症対応型通所介護
- ・介護予防認知症対応型通所介護

15. 資金貸付事業

- ・香典返し寄附金、一般寄附金
- ・たすけあい金庫資金貸付

16. 生活福祉資金貸付事業

- ・総合支援資金
- ・福祉資金
- ・教育支援資金
- ・不動産担保型生活資金

17. 福祉サービス利用援助事業

- ・福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービス
- ・書類など預かりサービス

18. 「たきさん温泉」管理運営事業

(第4期指定管理者:令和3年度～令和5年度)

19. その他の事業

- ・団体事務局
 - 岩美町老人クラブ連合会
 - 岩美町赤十字奉仕団
 - 岩美町身体障害者福祉協会
 - 岩美町共同募金委員会



あなたの悩み、受け止める場所があります

生活困窮者自立相談支援事業

まずは、ご相談ください。

一人ひとりにあった支援を一緒に考えていきます。

相談
窓口

●岩美町役場 福祉課地域福祉係 TEL: 73-1333

●岩美町社会福祉協議会 TEL: 72-2500

月～金曜日（土日祝日、年末年始除く）8:30～17:15



近年、以前に増して、生きづらさや生活のしづらさを感じている人が少なくありません。また、普通に仕事をして生活していた人が突然職を失い、生活が苦しくなるというような事態を、身近に感じることも増えたかと思います。本協議会へも、コロナ特例貸付を希望する相談が想定を超えて多数寄せられ、新型コロナウイルス感染症やそれに伴う社会の変容による影響の多大さを目の当たりにしてきました。

生活困窮者自立相談支援事業では生活の中で生じた困りごとについて、専門の支援員があなたに寄り添いながら、ともに考え、解決へのお手伝いをします。困りごとを抱えている方、近所に気になる人がいるという方、笑顔で暮らす毎日への第一歩に、まずはご相談ください。

こんなことで悩んでいませんか？

- 住むところに困っている
- アパートから退去を求められそう
- 家賃や電気・ガス代が払えない



- 仕事がなかなか決まらない
- 仕事を始めても長続きしない
- 就職活動は何から始めたらいいかわからない
- 病気ではたらく



- 引きこもりやニートなど気になる家族がいる
- 孤独で寂しい
- どこに相談していいのかわからない
- 身近に相談できる人がいない



- 借金が多くて返済ができない
- お金が入るとすぐ使ってしまって生活が苦しい
- 入院費の支払いが不安
- お金も食べ物もなくなった

相談の流れ

① 困りごとをお話ください

あなたの悩み・心配ごとをお聞かせください。

ご相談内容によって、適切な窓口におつなぎするか、個別の支援を行います。

② 一緒に目標を立てましょう

必要に応じて困りごとの解決に向けた具体的な目標を一緒に考えていきます。

③ 目標達成に向けて一緒に取り組みましょう

他の専門機関とも連携をしながら、あなたの取り組みを継続的にサポートします。



相談は、相談支援員、就労支援員、家計改善支援員など、相談者のお悩みに適した支援員がお話を聞かせていただきます。また、相談窓口へ直接来ていただいたり、ご自宅への訪問、お電話での相談など、ご希望の方法で相談に応じます。

自立した生活をめざし 次のような支援を行います

何をどうしたらいいかわからない

自立相談支援

どんな課題を抱えているのか、どんな支援が必要なのか、お話を聞いてそれぞれの状況に応じた対応をします。どんな相談事でも幅広く受け止め、制度のはざまに陥らないよう、継続的に支援を行います。



就職活動がしづらい

就労支援

ハローワークへの同行訪問、各種セミナーや就労体験事業等の調整、職場定着支援など、一般就労に向けて必要な支援を実施します。



お金のやりくりがうまくできない

家計改善支援

収入と支出の状況を整理しながら家計のやりくりをいっしょに考え、相談者自らが家計を管理できるように支援します。



家がなくなりそう

住居確保給付金の支給

離職したことや、住宅を失ったまたはそのおそれが高い方に、安定した就職活動を行えるよう、期限付きで家賃相当額を支給します。



外にでられない、人と関わるのが苦手

就労準備支援

生活習慣の見直しや形成、ボランティアや地域活動への参加、社会人としてのマナーの習得など、基礎能力等を養いながら社会参加に向けた支援を行います。



食べるものがない

フードパートナー事業

地域の皆さんの協力を得て、食料品に困った方に対して緊急的に食糧援助を行います。



相談・支援はすべて無料です。
個人情報など秘密は厳守します。

弁護士による法律相談のお知らせ ~ひとりで悩まず、相談を~

住民の皆さんに幅広い相談体制を提供することを目的に、相続・離婚・金銭・土地・財産・家庭内のものごとの相談に弁護士が応じる『弁護士による法律相談』を、今年度も開設いたします。下記のとおり予定しておりますので、お気軽にご相談ください。

相談日	○第1回目 令和4年 6月 8日 (水) ○第2回目 令和4年 8月 3日 (水) ○第3回目 令和4年10月12日 (水) ○第4回目 令和4年12月 7日 (水) ○第5回目 令和5年 2月 8日 (水)
相談時間	午後1時～午後4時まで (1人当たり30分間程度)
予約方法 (事前予約制)	窓口へ直接おいでください。(電話による方法も可) それぞれ相談日の15日前から受付を行い、 定員になり次第締め切りとさせていただきます。
相談場所	岩美町社会福祉協議会 相談室
相談料	無料



プライバシーは堅く
保護されます。

※都合により開設日の変更や新型
コロナウイルス感染症の影響に
より中止することがあります
ので、ご注意ください。

地域の見守り活動・支え合い活動を強化したい 自治会・自主防災組織を応援します!!

自治会または自主防災組織等が主体となって行う地域の要配慮者が身近な
地域で安心安全に暮らすための取り組みに、必要となる費用を助成します。

○募集件数…10住民組織

(応募多数の際は、ご希望に添えない場合が
ございますのでご了承ください。)

○助成する金額…活動費全額 ただし、上限3万円



まずは少人数、小地域から、支え愛マップを作ってみませんか。その他要配慮者に対する災害時の避難支援の仕組みづくりや平常時の見守り・支え合いの体制づくり等、見守りネットワーク活動の推進をご検討ください。

◆支え愛マップとは…

災害時に誰かの手助けや声かけを必要とする人、声かけができる人、避難先など、一連の情報を盛り込んだ地図のことです。

災害時のスムーズな避難行動や助け合いは、日々の住民同士のつながりが重要です。支え愛マップをつくりながら地域のことを話し合う中で、『日ごろからのつながり・支え合い』を考えてもらうことを大切にしています。



令和4年度 あったかハートサロン開設情報 ~いつまでも健康で~

高齢者の閉じこもり防止、介護や認知症の予防を図り、いつまでも健康でいきいきとした生活を送っていただけるよう、今年度も【あったかハートサロン】を開設します。



令和3年度は、新型コロナウイルスの感染状況により、やむを得ず中止とすることも多くありました。しかし、「みんなに会いたい」「早く再開してくれんだから」といった利用者様の声を聞き、楽しみに通っていただけている様子がうかがえました。

各参加コースとも基本的に毎月2回開設し、送迎バスも運行します。参加を希望される場合は、町健康長寿課または社会福祉協議会までお気軽にお問い合わせください。

会 場	岩美町社会福祉協議会 会議室	
日 時	毎月第1・第3木曜日(祝日は休み) 【午前コース】午前10時～11時30分	【午後コース】午後2時～3時30分
	毎月第2・第4木曜日(祝日は休み) 【午前コース】午前10時～11時30分	【午後コース】午後2時～3時30分
参加費	お一人、1回につき、200円の利用負担金をいただきます。	

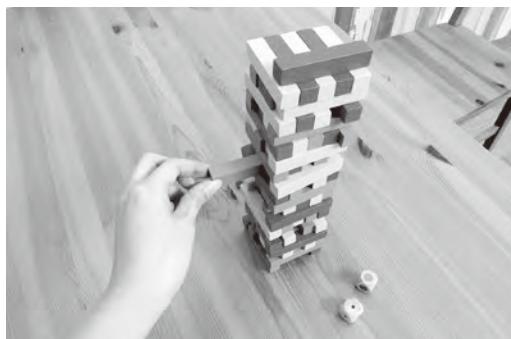
※新型コロナウイルス感染症の発生状況により中止になる場合があります。

貸出可能なレクリエーション物品が増えました♪

社会福祉協議会では、ふれあい・いきいきサロンやボランティアグループ等でご利用いただけるよう、レクリエーション物品の貸し出しを無料で行っています。

この度、「じゃんけんタワー(写真左)」「司令塔(写真右)」の2つのゲームを新たに用意しました。どちらも積み上げたタワーを崩さないように、積み木を1本ずつ抜いていくゲームです。サイズも大きくなく、軽量で持ち運びもしやすいものとなっています。

その他、輪投げや射的、ボーリング、カルタ等、室内で楽しめるレクリエーション用品をご用意しております。「何かみんなで楽しめる遊びやゲームがないだろうか」「サロン活動でちょっと変わったこととしてみたい」などなどご相談いただき、地域の方が集まる機会にご活用ください。





手押車・杖の購入費助成のお知らせ

皆様のご要望にお応えし、今年度も手押車・杖の購入費助成を行います。毎年たくさんの申込みをいただいており、昨年度の募集締め切り以降も多くのお問合せを受けています。

購入を希望される方は、印鑑を持参のうえ、社会福祉協議会窓込みください。

町内在住者で、令和5年3月31日までに満70歳以上になられる方(昭和28年3月31日以前生まれ)であり、過去10年以内に当助成を受けておられない方

／手押車 5,500円

杖 700円

令和4年6月15日(水)

本事業では、赤い羽根共同募金の配分を受け、購入価格の3分の1の個人負担で購入いただけるよう、助成をしています。

ありがとうメッセージ ～赤い羽根共同募金の配分を受けて～



特定非営利活動法人リカバリーポイント 鳥取ダルク

草刈りボランティアを通しての地域貢献・交流活動事業

当施設は社会活動参加の一環としてボランティア活動に参加してきました。

今回、助成金をいただいたことで草刈りボランティアへの需要が増えました。

依存症という病気の特性上、病気の進行の過程で人との繋がり、社会との繋がりを失って来ました。こうして草刈りボランティアを通して地域の方々と関わり「ありがとう」という言葉をいただくことは物質(行為)に依存していた頃の生活と正反対の経験で、その経験を通して、自分を肯定できることが私達の回復の役に立っています。

今後も皆様からのご厚意を私共の活動の励みとしていきます。

今回は本当にありがとうございました。



ヘルパー通信

万縁の候、皆様いかがお過ごしでしょうか。季節の変わり目で、体調を崩してはおられませんか？梅雨時期で外に出るのも億劫になる時期ですが、ヘルパー通信を読み、少しでも心も体も元気にお過ごしいただければ幸いです。

● ● ● ● ● ● ● ヘルパー通信は、今回から全8回で、掲載していきます。● ● ● ● ● ● ●
まずは「ヘルパーってどんな仕事？」から始めていきましょう。

ヘルパーは、在宅の高齢者や障害のある方宅を訪問し、身体介護サービスや家事援助サービスを提供します。（要支援・要介護の認定をお持ちの方のみ）

身体介護サービス

身体介護サービスとは、利用者様のお身体に直接触れて行うサービスです。

入浴



排泄



衣服の着脱



移乗・移動



食事介助



家事援助サービス

家事援助サービスとは、おひとり暮らしや高齢世帯などで体の負担になる日常的な家事を行うサービスです。病状に配慮した調理、居室内の安全や転倒リスクを考えた動線の確保を行うための掃除などを行っています。

調理・配膳



洗濯



掃除



買い物



※ただし、ヘルパーには支援出来ること・出来ないことがあらかじめ決まっています。ご本人様以外のことや大掃除などは支援出来ません。

ヘルパーは基本、介護がお仕事です。お手伝いさんや家政婦さんのお仕事とは異なります。

ヘルパーは、ご本人様が出来ることまでは行わず、出来にくくなっていることをサポートします。

そして日常生活・在宅生活を長く続けるための支援を行います。



ご自身で出来ないことが増えてきた、または介護に疲れてきた方など、お困りの方はまずご相談ください。

岩美町社協
訪問介護事業所

◎利用日：日～土曜日（1月1日を除く。但し、希望があるときは対応します。）

◎利用時間：午前8時30分～午後5時30分

◎所在地：岩美町浦富645 ◎電話：72-2500 ◎FAX：72-3811

シニアボランティア入門講座～あなたのやさしさを地域に～

好評の「傾聴ボランティア講座」と「手話入門講座」を開催します。

参加費
無料

傾聴ボランティア講座



講師:よなご傾聴しあわせの会 大田 淳さん
場所:中央公民館

《第1回》

日時:6月25日(土)10:30～12:00

内容:「今、なぜ傾聴なのか～傾聴が必要とされるわけ～

《第2回》

日時:7月 2日(土)10:30～12:00

内容:「心に寄りそう傾聴とは～現場体験より～」

手話入門講座



講師:いわみ手話サークル 代表 堀本 悅子さん
場所:中央公民館

日時: 第1回 7月 6日(水)19:00～20:30

第2回 7月 13日(水)19:00～20:30

手話は目で見る言葉。心を豊かにしてくれる言葉。
お気軽にご参加ください。

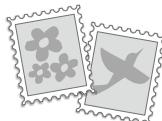
申込資格:町内在住の方で、ボランティア活動に興味のある方

申込み先:岩美町ボランティアセンター(社会福祉協議会内) TEL 73-5177 FAX 72-3811

収集ボランティア

<順不同・敬称略>

【使用済み切手】



ご協力いただき、ありがとうございました。

ボランティアに関する相談・お問い合わせは…

岩美町ボランティアセンター

TEL(0857)73-5177

までお気軽にどうぞ! お待ちしています。

社協関連施設でボランティア活動を
実施していただいた皆さんです。

(令和4年2月～令和4年4月)

<順不同・敬称略>

【岩美町社協】

◎岩美町連合婦人会

【老人福祉センター】

【たきさん温泉】

◎小田地区婦人会

◎小田地区JA女性会

ボランティア活動にご尽力いただいた皆さん、
誠にありがとうございました。



防犯ブザーを配布しました!

皆さまからの共同募金を財源として、岩美町内3つの小学校の新1年生77名へ防犯ブザーを配布しました。安心・安全なまちづくりの一環として、「社会の宝」である子どもたちへの犯罪を未然に防ぐための取り組みです。

「いざ！」という時のために、親子でいっしょに防犯ブザーの使いかたを確認してみてください。



この春、社会福祉協議会ホームページが新しくなりました。デザインを変更し、スマートフォンからの閲覧にも対応しています。今後も引き続き、使いやすいホームページを目指してまいります。

相談日程のお知らせ

場所: 岩美町社会福祉協議会

●心配ごと相談 9:00~12:00

6月 6日(月)、15日(水)、24日(金)
7月 5日(火)、15日(金)、25日(月)
8月 5日(金)、16日(火)、25日(木)

●弁護士による法律相談【要予約】13:00~16:00

6月8日(水)、8月3日(水)

※新型コロナウイルス感染症の発生状況により、
中止になる場合があります。



社協へご寄付

社会福祉事業に役立ててくださいと篤志のご寄付をいただきました。
ご寄付をいただきました皆様に厚くお礼申しあげます。

◎ [金一封]
◎ [介護用品]

